

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 34 小委員会
事務局	一般社団法人 日本照明工業会

< 規格情報 >

規格番号（発行年）	JIS C 8280（追補1）（201X）
対応国際規格番号（版）	IEC 60238（第8版:2004，Amd.1:2008，Amd.2:2011）
規格タイトル	ねじ込みランプソケット（追補1）
適用範囲に含まれる主な電気用品名	ランプレセプタクル，分岐ソケット，キーレスソケット，防水ソケット，キーソケット，プルソケット，ねじ込みローゼット，アダプター

< 審議中に問題となったこと >

図18C（部分受金の受金部の寸法：我が国独自の規定）を変更して，ランプの口金との接触に関して，口金規格との整合性を高めたが，細部の寸法を規定するために，ランプ生産関係者との調整を行った。

< 主な国際規格との差異の概要とその理由 >

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。		
項目番号	概要	理由
17	表 13a（沿面距離及び空間距離）へ強化絶縁に関する規定を追加するが，JIS は 100V，125V，200V，300V，600V の区分を追加規定（改正前 JIS が強化絶縁以外について規定しているのと同じ区分）	我が国で標準的なソケットの定格電圧に対して沿面距離及び空間距離の数値を明らかにする。
8.1	図18C（部分受金の受金部の寸法）にて，形状の規定を変更した。（現行のデビエーション部分を変更）	ランプの口金との接触に関して，口金規格との整合性を高める。

< 主な改正点 >

IEC 60238:2004（第 8 版）の Amendment 2:2011 の発行に対応して，追補改正を行う。				
箇条	改正点	IEC 改正点	意図	
1.2	引用規格	IEC 改正点と同じ	IEC 60399（シェードホルダリング用パレルねじ山）を引用	シェードホルダリングの規格を明確にする。
2	用語及び定義	IEC 改正点と同じ	下記の用語を追加 外郭付強化絶縁ランプソケット 部分的強化絶縁ランプソケット	強化絶縁ソケットを規定して，クラス の照明器具を製作しやすくする。
6	分類	IEC 改正点と同じ	感電保護による分類に下記を追加 外郭付強化絶縁ランプソケット 部分的強化絶縁ランプソケット	同上
7	表示	IEC 改正点と同じ	外郭付強化絶縁ランプソケット及び部分的強化絶縁ソケットの表示事項を追加	同上
8.1	寸法	IEC 改正点と同じ	シェードホルダリング用パレルねじ山の寸法規定を追加	シェードホルダリングの規格を明確にする。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

8.1	寸法	図 18C (部分受金の受金部の寸法：我が国独自の規定) を変更	-	ランプの口金との接触に関して、口金規格との整合性を高める。
8.5	寸法	IEC 改正点と同じ	図 2 の、ねじ用ゲージの表及びナット用ゲージの表による寸法規定にて、ねじ及びナットをそれぞれ片側だけの公差に変更	ねじとナットの接触面の寸法の整合性を確保する。
14	耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧	IEC 改正点と同じ	強化絶縁ソケットの試験電圧を追加	強化絶縁ソケットに対する規定を行う。
17	沿面距離及び空間距離	IEC 改正点と同じ ただし 100V, 125V, 200V, 300V, 600V の区分の規定を追加 (現行と同じ)	耐インパルスカテゴリ II に対する最小距離に、強化絶縁の規定を追加	強化絶縁ソケットに対する規定を行う。 我が国の標準電圧についても規定する。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<技術基準省令への整合性>

以下、追補で追加された箇所だけ記載した。

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当		本体による。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当		本体による。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当		本体による。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	7.1	本体による。 表示 外郭付強化絶縁ランプソケット及び部分的強化絶縁ソケットの表示事項を追加する。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当		本体による。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表	該当 非該当	箇条 6 7.1	本体による。 分類 外郭付強化絶縁ランプソケット及び部分的強化絶	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		示をされているものとする。			縁ソケットの分類を追加する。 表示 外郭付強化絶縁ランプソケット及び部分的強化絶縁ソケットの表示事項を追加する。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当		本体による。	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	箇条 14 箇条 17	本体による。 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧 強化絶縁ソケットの試験電圧を追加する。 沿面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリ II に対する最小距離に、強化絶縁の規定を追加し、強化絶縁ソケットに対する規定を行う。我が国の標準電圧である 100V、125V、200V、300V、600V の区分の規定を追加する。	
第七条 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当		本体による。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当		本体による。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		本体による。	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		本体による。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		本体による。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		本体による。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		本体による。	
第十三条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当		この規格では規定しない	ソケットには電磁波発生要因がない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当		本体による。	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		この規格では規定しない	ソケットは始動・停止をしない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		同上	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		同上	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	8.1 8.1 8.5	<p>本体による。</p> <p>寸法 図18C（部分受金の受金部の寸法：我が国独自の規定）を変更：ランプの口金との接触に関して、口金規格との整合性を高める。</p> <p>シェードホルダリング用バレルねじ山の寸法規定を追加：シェードホルダリングとの組合わせ条件を明確にする。</p> <p>寸法 図2のねじ用ゲージの表及びナット用ゲージの表の寸法規定にて、ねじ及びナットをそれぞれ片側だけの公差に変更 ねじとナットの接触面の寸法の整合性を確保する。</p>	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当		この規格では規定しない	ソケットは電氣的、磁氣的又は電磁的妨害を受け要素を持っていない。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	この規格では規定しない	ソケットには雑音を発生する要因がない。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	7.1	本体による。 表示 外郭付強化絶縁ランプソケット及び部分的強化絶縁ソケットの表示事項を追加する。	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	この規格では規定しない	ソケットは、長期使用製品安全表示制度の対象になっていない。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	該当 非該当	-	同上	同上

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	同上	同上
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	同上	同上